

請求人

代表者

様

宇部市監査委員 廣 中 昭 久
同 河 口 雅 邦
同 唐 津 正 一

住民監査請求に係る監査の結果について (通知)

令和 5 年 12 月 19 日付けで提出のありました地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 242 条第 1 項の規定に基づく宇部市職員措置請求 (以下「本件請求」という。) に対し、同条第 5 項の規定により監査を実施しましたので、結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

1 請求人

代表者 住所
氏名
住所
氏名
住所
氏名
住所
氏名
住所
氏名
住所
氏名

2 受付日 令和 5 年 12 月 19 日

第2 請求の内容（別紙（事実証明書）の内容は省略）

請求の要旨

(1) 請求の対象職員 宇部市長 関係職員

(2) いつ、どのような財務会計行為を行ったか

① 行為を行った日 令和4年12月22日

② 内容

「花いっぱい記念ガーデン管理運營業務」（以下、記念ガーデン業務）で使用するバラ苗長尺及びバラ大苗（以下、バラ）の購入費を、宇部市が不当に支払った。その結果、支出されたのは99,000円（別紙1、別紙2）であった。

(3) その行為は、どのような理由で違法・不当なのか

① 「業務委託契約書」（別紙3）によると、第24条で、記念ガーデン業務受注者は「当該業務の成果品を発注者に提出しなければならない。」としている。また、特記仕様書（別紙4）によると、「報告書には業務従事者の氏名や出務状況を明示し、作業日報を添付すること」となっている。しかし、成果品および作業日報にバラの苗を植えたことが記載されておらず、植えた形跡がない。

② 関係職員は、別紙2に記載のバラの納品を確認していない。

③ 令和5年10月19日に、請求者、関係職員、及び受注者の立ち会いで、花いっぱい記念ガーデンにバラが植えてあるかを確認した。その結果、三者とも全てのバラが植えてあるかどうかを確認できなかった。

④ 上記①から③に基づき、不当な支払いである。

(4) その結果どのような損害が市に生じているのか

99,000円の損害が生じた。

(5) どのような措置を請求するのか

不当に支払った99,000円の市への返還

第3 監査の実施

本件請求は、所定の形式的要件を具備していると認め、令和5年12月20日付けでこれを受理し、宇部市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 監査の種類

住民監査請求に基づく監査

2 監査の対象

(1) 監査対象事項

花いっぱい運動記念ガーデンへの植栽のため、バラ苗長尺及びバラ大苗を購入し、その対価として市が99,000円を支出したことが違法又は不当な支出に該当し、市に損害を与えているか否か。

(2) 監査対象部課

都市政策部公園緑地課

3 監査の期間

令和5年12月22日から令和6年2月9日まで

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和5年12月26日に新たな証拠書類が提出され、令和6年1月15日に本件請求の要旨を補充する陳述がなされた。

陳述内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 令和4年11月14日付け及び同年12月22日付けの請求書によると、令和4年度にバラ苗を37本購入し、花いっぱい運動記念ガーデンに植栽したになっているが、バラは枯れたところに補充する形で植えるため、多い年でも5～6本程度であり、令和4年度だけで37本という数は多すぎる。
- (2) 令和4年度に植栽したバラを確認するための調査（立会）を令和5年9月9日、同月26日、同年10月2日及び同月19日の4回実施したものの、37本のうち市が生育を確認しているとする31本のバラを確認できなかった。
- (3) ガーデナーズクラブに在籍した8年間で、1年の一時期に37本ものバラを植えた記憶はなく、ガーデナーズクラブの活動時間は午前9時30分から11時30分で、そのうち30分はレクチャーなので正味1時間30分程度の作業時間となるが、ボランティアは最大20人だが全員参加はしないため10人程度が他の花苗の植付作業を行うと仮定すると、残りの4～5人で大量のバラ苗を植えることは時間的にも困難である。
- (4) 請求人において令和4年度に植えたバラとそれ以前に植えたバラを区別することは可能であり、令和4年度に植栽したバラ苗としては11本を確認し、令和4年11月14日付けの請求書に記載された11本分は植栽されているだろうと考えた。
- (5) 花いっぱい運動記念ガーデン管理運営業務委託の受注者（個人）は、契約書では市が購入した苗を植栽して管理することになっているが、実際は当該受注者が直接苗の販売店に行って買付けをしている。

5 市による弁明書の提出

市に本件請求に対する弁明書の提出を求めたところ、令和6年1月17日、市から以下の内容による書面の提出がなされた。（別紙の内容は省略）

弁明書

第1 花いっぱい運動記念ガーデン開設の趣旨と業務委託の位置づけ

1 開設の趣旨

「花いっぱい運動記念ガーデン」（以下「記念ガーデン」という。）は、平成23年

度に市民が参加する花いっぱい運動である花壇コンクールが 100 回を迎えたことを記念し、公害を克服した本市にふさわしい環境負荷の少ない「無農薬有機栽培」を基本としたガーデンとして、本市が管理するときわ公園内に平成 26 年 4 月に整備した。

記念ガーデンは、「市民みんなでつくりみんなで育てるガーデン」をコンセプトに、ガーデンづくりに市民が主体的に関わっている。市民が中心で継続的な運営・管理を目指すため、「市民みんなでつくりみんなで育てるガーデン」「一年中四季折々に楽しめる癒しのガーデン」「ときわ公園にある特性を活かしたガーデン」の 3 つの基本理念を掲げている。

このことから、維持管理については、市民ボランティアである「宇部市花いっぱいガーデナーズクラブ」（以下「ガーデナーズクラブ」という。）が主体的に実施しており、公園管理者である本市は、「協働」という立場で、苗や消耗物品等の購入、散水や除草など、ガーデナーズクラブの活動を補完する役割を担っている。

2 苗等購入の概要

記念ガーデンは先に述べた記念ガーデンのコンセプトに基づき、記念ガーデンにおける補植や増植、植替えに使用する苗等の選考についても、市民を中心とした運営管理を目指していることから「市民の学びの場（機会）」と考え、バラ、ハーブ、樹木、果樹、1 年草、宿根草など、多品種の植物でデザインされた記念ガーデンに植える苗等は、ガーデナーズクラブと技術指導者が選考し、その苗等を市が購入することとしていた。

3 業務委託の位置づけ

記念ガーデンの管理運営には、市民ボランティアによる持続的な維持管理とともに、植物の生態や特性、植栽や剪定などの専門的な技能や知識を保有する指導者の配置が不可欠であり、記念ガーデン整備の計画段階からアドバイザーとして参加していた委託業務受注者（以下、「受注者」という。）に維持管理及び植栽管理に係る指導業務を委託することが適当と考え、本市は受注者との間で、「花いっぱい運動記念ガーデン管理運営業務委託」を締結したものである。

4 委託契約の概要

本市と受注者との委託契約の概要は「特記仕様書」に記載してあるとおりで、市民ボランティアの主体的活動の支援、記念ガーデンの維持管理及び植栽管理に関する技術指導が主な業務である。また、委託費の積算根拠は、毎週木曜日に活動するガーデナーズクラブの活動日に合わせ、作業日数は祝日等を除き週 1 回の年 45 回とし、1 回あたりの標準配置は技術指導員 1 名と技術指導補助員スタッフとして従事する維持管理業務員 4 名を合わせ、5 名分の人件費を基に算出している。

【委託契約の概要】

① 記念ガーデンの除草

- ② 1年草、宿根草の花ガラ摘み、枯れ葉や枯れた株の除去
- ③ バラの花ガラ摘み、剪定及び誘引、防虫と消毒、肥料散布
- ④ 必要に応じて記念ガーデン内の樹木剪定と肥料散布
- ⑤ チューリップや水仙など球根の植栽

第2 申立てと弁明

以上を踏まえて、苗購入及び令和4年4月1日から令和5年3月31日までの業務委託契約の履行状況を説明し、請求人の申し立て内容に対し弁明を加える。

1 請求人の申し立て事項①

①「業務委託契約書」(別紙3)によると、第24条で、記念ガーデン業務受注者は「当該業務の成果品を発注者に提出しなければならない。」としている。また、特記仕様書(別紙4)によると「報告書には業務従事者の氏名や出務状況を明示し、作業日報を添付すること」となっている。しかし、成果報告および作業日報にはバラ苗を植えたことが記載されておらず、植えた痕跡が無い。

2 弁明①

(1) 業務委託契約書第24条の成果品とは、特記仕様書にある報告書及び作業日報である。

最初に、報告書に記載された内容を第1の4【委託契約の概要】に沿って説明する。

- ① 除草業務は春から秋にかけ30回実施された。
- ② 1年草、宿根草等の花ガラ摘みや枯れ葉の除去などに関する業務は年間を通し30回実施された。
- ③ バラの花ガラ摘みや剪定、誘引、防虫などの業務は年間を通し30回実施された。
- ④ 低木等の剪定及び施肥は年間を通し5回実施された。
- ⑤ 球根植栽は年間を通し5回実施された。

(2) 次に、報告書に関し、作業日報に基づき作業日数及び人員配置について確認した内容について説明する。

1点目に、本市が求める契約書第24条第1項及び特記仕様書に規定する作業日報とは、記念ガーデンの管理運営業務が適正に履行されたことを証明するため、活動日ごとに作成するもので、報告書を補完するものである。

また、成果品である報告書及び作業日報に記載しなければならないのは、ガーデナーズクラブの活動の実施回数と、1回あたりの植栽管理技術指導員の配置人数及び維持管理業務員の配置人数といった、配置状況で、作業日報の作業内容欄については、ガーデナーズクラブへの技術指導の概要を記載するもので、全ての作業内容を記載することまでは求めておらず、バラの植栽に係る記載がないことをもって不備があるとは言えない。

2 点目に、報告書に記載すべき作業日数及び人員配置について、ガーデナーズクラブの活動の実施日は、全て受注者が技術指導し、維持管理業務員も帯同し、計 45 回の業務が実施されている。また、帯同する維持管理業務員については、1 回あたり 4 人を標準とし、記念ガーデンの管理は、季節により作業量が増減するものであるため、令和 4 年度の計 45 回の業務に対し、延べ 203 人の維持管理業務員を配置させ、1 回につき 4.51 人の配置となっている。

3 請求人の申し立て事項②

②関係職員は、別紙 2 に記載のバラの納品を確認していない。

4 弁明②

本件バラの請求について、令和 4 年 12 月 22 日付けで請求書が苗販売店から本市に出されており、本市は、請求書に基づき令和 5 年 1 月 13 日に支払いを行った。

本市の物品の購入に関する事務に関しては、宇部市財務規則（以下「財務規則」という。）第 106 条第 1 項の規定により、確認検査を行うこととされており、本来であれば、請求日である令和 4 年 12 月 22 日以前に納品検収を行った上で支払いを行わなければならない。

しかしながら、担当職員への聞き取りの結果、適正な納品検収を実施せず財務規則第 63 条第 1 項の請求のみにより支払いを行っていたことが判明した。

さらに、苗販売店への聞き取り調査等によれば、請求日である令和 4 年 12 月 22 日時点において、請求書記載の苗は納品されておらず、納品された時期は、苗販売店の伝票を確認すると令和 5 年 3 月 21 日、令和 5 年 3 月 22 日、令和 5 年 3 月 31 日の 3 回となっていた。

記念ガーデンの苗購入に関しては、ガーデナーズクラブへの技術指導者である受注者が苗を選考し、本市と協議をした後に、本市の職員が苗を発注することとなっていたが、ここ数年は受注者が本市と協議をすることなく直接苗販売店に発注しており、本市もそれを黙認していた。

今回の納品前での請求が起こった原因については、令和 4 年 12 月に本市の担当職員が令和 4 年度末時点の予算執行額の見込みを出すため、年度末までに購入する予定の苗の確認を受注者に行ったところ、確認の意図が正しく伝わっておらず、受注者から指示を受けた苗販売店が本市に対し、納品よりも先に請求書を発送したものであり、本市の担当職員は請求書に記載された苗が既に納品されているものと誤認し、代金を支払ったものである。

また、請求書の内訳にはバラの苗 26 本 99,000 円と記載されていたが、苗販売店の伝票上には 10 本 29,950 円（別紙 1）となっており、差額の 69,050 円については、他の苗の購入代金に充てられていたと推測される。

これは、本件と同様に納品時期及び納品物が不明である別事業の請求書（別紙 3）と、本件の合計金額が苗販売店の保有する伝票（別紙 1、別紙 2）の合計金額と一致

することから、推測したものである。

以上のことから、請求者の申し出のとおり、申し立て事項②で主張するバラの納品については、確認できていない。

5 請求人の申し立て事項③

③令和5年10月19日に、請求者、関係職員、及び受注者の立ち合いで、花いっぱい記念ガーデンにバラが植えてあるかを確認した。その結果、三者とも全てのバラが植えてあるかどうかを確認できなかった。

6 弁明③

本市が実施した立会について説明する。

本件に関わる請求人との立会は、請求人の、及び新聞社記者から、令和5年9月に開かれた令和4年度予算決算委員会での宇部市議会議員（以下「議員」という。）の質問に対する本市の答弁について現場検証をしたいとの申し出があり、2回実施している。

第1回立会は、請求人の、新聞社記者、テレビ局記者ほかカメラマン1名及び本市職員の立会のもと、令和5年10月2日（月曜日）に実施した。

第1回立会の結果、バラ植栽の確認のため、請求人及び新聞社記者が受注者との立会や意見聴取を希望し、受注者が同意したことから、再度の立会日程を調整し、第1回の立会日に、受注者ほかスタッフ3名、市民ボランティア約20名、請求人の、請求人関係者2名及び議員を加えて、第2回立会を令和5年10月19日（木曜日）に実施した。

2回の立会の結果、本市の職員、受注者、立会を申し出た請求人等のいずれも、植栽してから相当期間が経過していること、及びそれぞれの記憶が不明確であったことから、令和4年度に購入し、植栽したバラをその場で特定することは不可能であった。

7 請求人の申し立て事項④

④上記①から③に基づき、不当な支払いである。

8 弁明④

記念ガーデンの令和4年度の苗購入に関し、請求人から要請された申し立て事項③の立会により、植栽したバラの特定が不可能であったことを受け、本市は記念ガーデンの苗購入の実態の把握が必要と判断し、財務処理に直接関わっていない職員による調査を行った。

本調査では、令和5年11月7日に苗販売店を訪問し、納品物の確認のため注文状況の聞き取り及び帳簿等の開示を求めた。

本調査より、本市に苗販売店から納品の事前通知がなかったことや納品書が未提出であったこと、弁明②で述べたとおり、担当職員の納品検収が実施されていない

ことが判明し、苗販売店の証言と保有する伝票の写しの提出により、本件のバラの納品前請求及び請求書と納品物の不整合の事実が判明した。

また、令和3年度以前にも苗販売店からの納品があることから、令和5年12月25日に令和3年度の担当者にも聞き取り調査を実施したところ、令和3年度においても納品の事前通知や納品書の未提出はあったが、当時の担当者は、納品検収に代え納品物を写真撮影し、後日受領した請求書と突合を行い、納品物と請求内容の一致を確認した上で支払い処理を行っていたことを確認した。

今回の問題が起こった経緯として、本市の職員が受注者とのコミュニケーション不足により適切な指示ができず、受注者が苗を注文することを黙認していたこと、組織として「発注」、「納品検収」、「支払い」までの事務が適正に実施されていなかったことが挙げられる。

弁明①バラの苗が植えられたことが全て報告書に記載されるべきものではないこと、弁明②納品は確認できていないが、請求書の金額と苗販売店の保有する伝票の合計金額が一致していたこと、弁明③植栽したバラをその場で特定することが不可能であったこと、また、令和3年度に請求のあったものは、納品物と請求書とが一致しており、令和4年12月22日請求分の納品物に係る伝票に商品の詳細な記載があることから、提出された伝票の記載内容は信頼性が高く、バラ苗の代替は記念ガーデンに必要な苗の購入費に充てたと考えられ、不適切な財務処理ではあるが、本市に損害がないものと判断している。

しかしながら、今回の記念ガーデンの苗の購入の問題を受け、事務処理の見直しに着手しており、受注者に対し、本市の職員と苗の選定に係る協議を行うこと、及び本市の職員が苗の発注を行うことを改めて指示するとともに、財務規則に基づいた「発注」、「納品検収」、「支払い」を徹底し、適正な事務処理を行うこととしている。

6 参考人への意見聴取

令和6年1月24日、花いっぱい運動記念ガーデン（以下「記念ガーデン」という。）において、ローズソムリエとして多方面で実績を有する人物（以下「本件参考人」という。）に対する意見聴取を行った。

本件参考人による意見の要旨は、次のとおりである。

- (1) 根株の大きさや枝の状態から、1～2年以内に植えられたかは確認できる。
- (2) 四季彩の丘の20本、バラと宿根草のガーデンの2本、バラウォールの2本の計24本についてはこの1～2年以内に植えられたもので、また、これらのバラのうちバラウォールの2本については同時期に植えられているものと判断できる。

7 都市政策部への事情聴取

都市政策部に対し、令和6年1月29日、本件請求に係る事実関係について聴取し

た。

都市政策部による説明の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件請求に係るバラ苗の納入業者（以下「本件納入業者」という。）が令和4年12月22日付けの請求書原本に貼付し、及び保管している出荷伝票（以下「伝票」という。）によりバラ苗10本の記録を確認しているが、本件参考人への意見聴取の結果、この1～2年以内に植えたとされた本数24本との差違があるため、令和4年度中の請求書と伝票を確認したところ、同年11月14日付けの本件納入業者の伝票においてバラ苗2本の記録を確認した。（計12本を市の歳出予算から支出）
- (2) 令和3年度は、記念ガーデンその他の事業でバラの購入はなかったが、令和4年4月に準公金（宇部市ガーデンシティ緑化運動推進委員会予算）によるバラの購入があった。令和4年5月27日付けの請求書の額は88,000円で、これについても本件納入業者の伝票にバラ苗77,550円の記載がある。令和4年4月の作業写真において、同年4月21日に4本、同月28日に9本の合わせて13本の苗が確認できることから、これをもって令和4年度の購入本数は合計25本だと考えている。
- (3) 令和4年12月末、記念ガーデンに係る事業の年度末の精算見込額を固めたいという意向が市の担当者であり、記念ガーデン管理運営業務委託の受注者（以下「本件技術指導者」という。）にその旨の相談、指示をしたと思われる。本件納入業者の当時の担当者は、本件技術指導者から「市から令和4年度の苗の購入金額を固めたいと依頼があったので請求書を出してほしい」という指示を受けたと証言している。
- (4) 令和4年12月22日付けの請求書と本件納入業者の伝票の合計金額が一致したことをもって、全てが納品されていることを立証することは不可能ではあるが、令和5年4月に納品された花苗の植付けに係る作業写真や関係者の証言から間違いなく納品されたものと考えている。令和3年度から令和4年度までの間の市と本件納入業者との取引状況の調査の結果、他の取引ではしっかりした内容の請求がされていることを確認したこと及び本件納入業者への聞き取りの状況から、その対価のものが納品されていると判断している。

8 関係人への事情聴取

- (1) 令和6年1月29日、本件技術指導者に対する事情聴取を行った。

本件技術指導者による説明の要旨は、次のとおりである。

- ア 受託している業務に花苗の植栽は含まれていないが、ボランティアが行う植栽に関してのアドバイスは全て無償で行い、その活動の一環として植栽もしている。
- イ 苗は市が購入するが、その苗をどのようにデザインし、カラーコーディネートするのか、また、宿根草等とのレイアウトには専門的な判断が必要ということから、当時の市の担当者から専門的な立場からのアドバイスを頼まれたという経緯がある。
- ウ 多くの苗の植栽を予定するも市内ではそのような量の調達ができないことから、

市の担当者の許可を得て、下関市の本件納入業者の店舗で購入することになったが、この時期に植えるべき植物の選定に係るアドバイスを求められる形で市からオーダーがあったものと認識しており、遠方のため私が当該店舗にアドバイスし、商品については直接現地に搬入されたということである。

今までは商品が潤沢だったので苗が揃っていたものの、令和4年度に関しては商品がマーケットになく、納入が3月末にずれ込んだ形となつたのではないかと思うが、こういうケースはほかに記憶はない。

エ 12月が一番苗が少ない時期で、1月や2月の寒い時期に苗を購入して植えることはほぼないと思われ、3月になって宿根草等が出てきたのでその時期に大量の搬入となつたと記憶している。

オ 私は現場で苗を選んだだけであり、請求行為に関与したことは一切ない。

(2) 令和6年1月29日、本件納入業者に対する事情聴取を行った。

本件納入業者（取締役）による説明の要旨は、次のとおりである。

ア 苗の搬入に関しては当時の担当者以外誰も分からないが、通常は、商品の搬入時に納品先に検品してもらった後に代金を請求しており、入金後に納品するケースはない。

イ 伝票の下に記載されている「掛計」は売掛というものであり、商品が決定しないと計上できず、また、日付を遡って作成することができない。また、日付の操作もできない。

ウ 通常の売掛の場合、店舗担当が請求書を作成し、本社の経理が押印して送付するが、この場合、経理担当は内容については関知していない。

エ 今回、入金額に見合った商品の納品があつたかどうかは立証することができないが、当時の担当者は納品をごまかすようなことをする人間ではないと思う。

第4 監査の結果

1 事実関係

(1) 市は、記念ガーデンへの植栽のためのバラ苗長尺 39,000 円（単価 6,500 円×6 本）及びバラ大苗 60,000 円（単価 3,000 円×20 本）の計 99,000 円（以下「本件バラ」という。）を含む 197,860 円について、本件納入業者から提出された令和4年12月22日付けの請求書（以下「本件請求書」という。）に基づき、同日を起票日とする支出命令書により、口座振替の方法によって令和5年1月13日に本件納入業者に支払った。

(2) 前記(1)の支払に当たり、担当者は、本件請求書に記載された苗が正しく納品されたかどうかの確認（以下「検収」という。）をしていなかった。

2 判断

(1) 本件バラの対価として 99,000 円を支出したことが違法又は不当な公金の支出に

該当するかについて

ア 本件請求書については、市と本件技術指導者との意思疎通が不十分であった結果、本件納入業者が本件技術指導者からの花苗の予約分を市に請求したもので、請求及び支払の時点において本件バラを含む花苗は納品されておらず、市は検収をすることなく、本件請求書に基づいて 197,860 円を本件納入業者に支払ったものと認められる。

イ したがって、本件バラの対価として市が 99,000 円を支出したことについては、支払をした時点においては、違法又は不当な公金の支出であったというべきである。

(2) 市に損害を与えているか否かについて

ア 公園緑地課による本件納入業者への聞き取り調査等により、本件請求書に基づく支払額 197,860 円と、これとは別に本件納入業者から提出された請求書に基づく支払額 96,260 円の合計額 294,120 円に相当する花苗及びガーデン用品を、本件技術指導者の発注によって令和 5 年 3 月下旬に出荷した記録があることが分かった。(弁明書第 2-4 弁明②)

なるほど本件納入業者が保管している令和 5 年 3 月 21 日付け、同月 22 日付け及び同月 31 日付けの計 5 枚の伝票による合計額 294,120 円は、本件請求書に基づいてときわ公園管理事業費から支出された 197,860 円と、別途本件納入業者から提出された令和 4 年 12 月 22 日付けの請求書に基づいてまちなか緑と花の回廊づくり事業費から支出された 96,260 円の合計額 294,120 円と金額的には一致するものの、花苗などについて検収はされておらず、金額の一致のみをもって納品がされた事実を立証できるものではないため、直ちに市に損害が生じていないと判断することはできない。

イ そこで、都市政策部への事情聴取に先立ち、植栽の状況が分かりやすく、本件請求の対象でもあるバラについて、本件参考人の協力を得て、この 1~2 年以内に植栽されたと見られるバラの現地調査を実施した。

その結果、記念ガーデン内のバラと宿根草のガーデンエリア、四季彩の丘エリア及びバラウォールに 24 本（うち 1 本は枯れた状態）のバラ苗が、この 1~2 年以内に植栽されたものであろうことが確認できた。

ウ バラの本数について

(ア) 令和 5 年 3 月 31 日付けの本件納入業者の伝票（前記ア）にバラ苗 10 本（計 29,950 円）の記録がある。

なお、この本数は、本件技術指導者から提出された、令和 5 年 4 月 13 日の作業日誌において 8 種類のバラ（芳純、アリエッタ、ロセッティローズ、ラブ、ブラックティ、ブルームーンストーン、ブルーフォーユー、サリーホームズ）の植栽、同月 27 日の作業日誌において長尺苗（バラ）2 本の植栽に関する記載

と一致している。

(イ) 本件請求の対象には含まれないが、公園緑地課の調査により、本件納入業者から提出された令和4年11月14日付けの請求書に記載されているバラ苗11本についても、令和4年10月28日付けの本件納入業者の伝票においてバラ苗2本の記録があり、実際に出荷されたのは11本ではなく2本となっていることが分かった。

なお、この本数は、本件技術指導者から提出された令和4年11月10日の作業日誌にバラ（長尺苗）の植栽に関する記載とともに同日の業務写真が添付されており、当該写真上は1本確認できるとどまるが、本件参考人への意見聴取の際に実施した現地調査の結果、バラウォールに2本の同時期での植栽が確認でき、当該伝票上の本数（2本）と一致する。

(ウ) 本件納入業者からの事情聴取において、伝票は本件技術指導者から発注されたタイミングで発行され、出荷される内容が入力されることはほぼ間違いないと判断されること、また、本件納入業者が保管している伝票に記録されている金額が請求書による金額と合致することから、令和4年度の市の歳出予算で購入したバラ苗は12本であると推定される。

(エ) また、都市政策部への事情聴取において資料の提示及び説明がなされ、令和4年度から記念ガーデンの管理が公園緑地課に移管されたことを受け、記念ガーデン内のバラの植替え、植栽を充実させるため、市の歳出予算ではなく同課が準公金として管理しているガーデンシティ緑化運動推進委員会の予算を活用し、前記(ウ)の12本とは別に13本分のバラ苗が購入されたことを確認した。

(オ) 前記(ウ)及び(エ)から、令和4年度に記念ガーデンに植栽されたバラ苗（令和5年4月13日及び同月27日に植栽されたものを含む。）は計25本と推測される。

令和3年度にはバラ苗を購入した記録は見受けられず、この25本という本数は、本件参考人が認定した本数である24本とほぼ一致している。

エ 市への納品について

(ア) 前記(ウ)で推定したバラ等の出荷について、市に納品がされたことの立証を公園緑地課に求めた。

(イ) 同課による説明及び新たに提示された資料の内容を確認したところ、令和5年3月21日付け、同月22日付け及び同月31日付けの本件納入業者の伝票5枚に記載された花苗及びガーデン用品については、同年3月24日の花苗（138個に相当）、テラコッタ（6個）及びレンガ（32個）の納品が確認できる写真と同月30日の作業時の写真、同年4月13日の8種類のバラ苗（8本）を含む花苗が確認できる写真と同日の作業時の写真、8種類のバラ苗以外のバラ（2本）の現状調査時の写真等により、記載どおりの納品があったと認定することにつ

いて一定の合理性が認められた。

オ 以上のことから、本件請求書に基づき本件バラの対価として支出された 99,000 円について市に損害が生じたとする請求人の主張については、本件請求書に記載されたバラ苗の本数と実際に納品されたと推測されるバラ苗の本数は相違するものの、本件納入業者が当該請求書原本とともに保管している伝票その他の証拠等の内容に照らし、当該支出額に相当する花苗及びガーデン用品が市に納品されたであろうことが確認され、これを覆すに足る事実は確認できなかった。

3 結論

以上により、市が本件バラの対価とし、検収をせず、納品がないまま 99,000 円を支出したことについては、支払をした時点においては、違法又は不当な公金の支出であったというべきであるものの、市に損害が生じていないことを示す確実な証拠に基づく事実の確認こそできなかったが、前記 2(2)アからオまでに述べたとおり、状況証拠等を総合的に判断した結果、当該支出額に相当する花苗及びガーデン用品が市に納品されたであろうことが確認され、市の損害の発生があったと認めるまでには至らなかった。

したがって、本件バラの対価として支出した 99,000 円の市への返還を求める本件請求については、これを棄却することとする。

4 意見

監査の結論は以上のとおりであるが、この際意見を述べることにする。

本件請求に係る一連の財務事務の処理方法は、杜撰であり、極めて不適切なものである。特に、本件納入業者からの請求に対し、検収もしないまま、漫然と支出行為を行っていたことは、違法又は不当な公金の支出に当たると言わざるを得ない。

本件については、公金及び準公金の支出手続その他の事務の根本的な見直しと改善は必須であり、より適切な財務事務の執行について、猛省の上に立って、十分検討されることを強く求めるものである。

加えて、市において、物品を購入する際の検収手続の重要性を徹底させ、本件と同様の事務処理がされることのないよう、慎重かつ厳正な公金の支出を図られたい。